

「GHG(温室効果ガス)プロトコル改定」市中協議に意見提出

日本損害保険協会(会長: 舩曳 真一郎)は、GHG プロトコル(※1)が 2025 年 10 月 20 日から 2026 年 1 月 31 日にかけて市中協議に付した公開草案「スコープ 2 ガイダンスの改定」に対する意見を提出しました。

当該意見は、添付 1 をご参照ください。

1. 市中協議の概要

- 今回の改定は、GHG プロトコルの基準について、最新の科学的知見や実施経験、利害関係者からの意見を取り入れることで、より有用性の高い内容を追求するとともに、複雑な解釈を減らすことで基準の一貫性を高めることを目的としている。主な改定論点は以下の通り。
 - ロケーションベース手法の排出係数階層の更新
 - 「アクセス可能」の新たな定義
 - 品質基準 4 の改定
 - レガシー条項の導入

2. 損保協会意見の概要(詳細は添付 1 ご参照)

- 本市中協議の 183 の説問に対し、損害保険業界と直接的に関わりのある 4 点に關し回答する。
- 間接算出を行う立場である損害保険業界として、その算出過程において、業務の複雑化を回避し、過度な負担が生じる可能性を及ぼす改定について慎重な検討が必要であると考えている。
- その考えを基に、「ロケーションベース手法の排出係数階層の更新」「アクセス可能の新たな定義」「品質基準 4 の改定」の 3 点について、支持しない旨、回答する。
- 一方で、「レガシー条項の導入」については、急激な変化を避け、新基準への現実的な移行期間が確保できることから、強く支持する旨、回答する。

当協会は、サステナビリティ開示を巡る議論に積極的に参加しており、今後も市中協議等に際して本邦業界の意見を表明していきます。

(※1) GHG プロトコル

温室効果ガス (GHG) 排出量の測定・管理に係るフレームワークを検討・策定するイニシアチヴ。企業、非政府組織 (NGO)、政府等、複数の利害関係者のパートナーシップとして、1998 年に立ち上げられた。世界中で低排出型経済を達成するために、国際的に認知された温室効果ガスの算定と報告の基準やツールを開発し、その採用を広めることを目的としている。

「GHG（温室効果ガス）プロトコル改定」に関する損保協会意見
損保協会意見

質問	回答（和文）	回答（英文）
(選択式) 23. 空間的境界、時間的粒度、排出係数タイプ（消費または生産）に基づき、入手可能な最も精度の高いロケーションベース手法排出係数を特定するためのロケーションベース手法排出係数階層の更新を、1～5の尺度でどの程度支持しますか？	・ 1. 支持しない	・ 1. no support
(選択式) 26. (23.に対して) 反対の懸念事項または理由がある場合はご記入ください。該当するすべての選択肢を選択してください。	・ b. 入手可能な最も精密な排出係数を特定することによる、事務負担の増加と複雑化への懸念。	・ b. Concern about increased administrative burden and complexity from identifying the most precise emission factors accessible)
(記述式) 27. 支持しない理由（該当する場合）についてコメントを記入してください。	・ 損害保険業界の立場として、業務が複雑化することは可能な限り避けいただきたい。間接算出に関する立場からも、算出業務において過度の負担が生じるような改定については慎重に検討いただきたい。	・ From the perspective of the non-life insurance industry, we request that operation complexity be kept to an absolute minimum. Regarding indirect calculation methods, we also request careful consideration be given to any revisions that would impose an excessive burden on calculation operations.
(選択式) 35. 「アクセス可能」の新たな定義（公開されている、無	・ 1. 支持しない	・ 1. no support

「GHG（温室効果ガス）プロトコル改定」に関する損保協会意見

料で利用可能、信頼できる情報源からのもの)を1～5の尺度で支持しますか?		
(選択式) 38. (35.に対して)ご懸念事項または支持しない理由(該当する場合)をご記入ください。該当するすべての選択肢を選択してください。	• c. 報告者が自地域で入手可能なものを個別に判断することを求めるのではなく、各地域ごとに適切な地域別排出係数のリストを公開すべきである。	•c. A list of suitable location-based emission factors should be published for each region, rather than requiring reporters to individually determine what is accessible in their region.)
(記述式) 39. 懸念事項がある場合は、その理由についてコメントを提出してください。	• 損害保険業界の立場として、業務が複雑化することは可能な限り避けさせていただきたい。間接算出に関する立場からも、算出業務において過度の負担が生じるような改定については慎重に検討いただきたい。	•From the perspective of the non-life insurance industry, we request that operation complexity be kept to an absolute minimum. Regarding indirect calculation methods, we also request careful consideration be given to any revisions that would impose an excessive burden on calculation operations.
(選択式) 71. 特定の免除の場合を除き、市場ベース方式で使用されるすべての契約商品が、その商品が適用されるエネルギー消費と同じ時間に発行および償還されることを要求する品質基準4の更新を、1から5のスケールで支持するか。	• 1. 支持しない	•1. no support
(選択式) 74. (71.に対して)サポートしない理由や懸念事項があ	• b. 時間単位での対応は、必須の「shall」ではなく任	•b. Hourly matching should follow an optional 'may'

「GHG（温室効果ガス）プロトコル改定」に関する損保協会意見

<p>る場合は、その理由を入力してください（該当するものをすべて選択してください）。</p>	<p>意の「may」アプローチを採用すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • f. このアプローチがもたらす管理・データ管理・監査上の課題が、報告者に不当な負担とコストを課す懸念。 • g. 時間単位の照合を義務付けても、インベントリ精度に実質的な改善をもたらさない懸念。 	<p>rather than a required 'shall' approach</p> <ul style="list-style-type: none"> • f. Concern that administrative, data management, and audit challenges posed by this approach would place an undue burden and costs on reporters • g. Concern that requiring hourly matching does not create meaningful improvements to inventory accuracy
<p>(記述式)</p> <p>75. 懸念事項やサポートしない理由についてコメントを記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • hourly matching による集計・報告は、多くの企業にとって過大な負担となり、データ品質向上によるメリットがそれを上回るとは考えにくいため。 • 以下は設問 70 に関しコメントするものです（設問 70 が選択式でコメント記入不可のため）。 • ページ 30 に記載されている全回答者向けのデフォルトの免除条件における免除閾値オプション (a. 5 GWh, b. 10 GWh, c. 50 GWh) は低すぎます。この閾値は少なくとも a. 50 GWh, b. 100 GWh, c. 500 GWh 以上に設定されるべきです。 	<ul style="list-style-type: none"> • Aggregation and reporting based on hourly matching impose an excessive burden on many companies, and it is unlikely that any benefit in improved data quality outweighs this burden. • Additionally, the following comments relate to Question 70 (since Question 70 is a multiple-choice question and does not allow comments) : • Exemption threshold options in GWh in the default exemption conditions for all respondent on Page 30 (a. 5 GWhs, b. 10 GWhs, and c. 50 GWhs) are too low. The thresholds should be at least a. 50 GWhs, b. 100 GWhs, and c. 500 GWh or above.
<p>(選択式)</p>		

「GHG（温室効果ガス）プロトコル改定」に関する損保協会意見

171. 現行のスコープ 2 品質基準に準拠する既存の長期契約を、更新された品質基準 4（時間単位のマッチング）および品質基準 5（供給可能性）の適用対象から除外するレガシー条項の導入について、1～5 の尺度でどの程度支持しますか？	• 5. 完全に支持する	• 5. fully support
(選択式) 172. (171. に対して) 支持理由がある場合はご記入ください。該当するものをすべて選択。	<ul style="list-style-type: none"> • d. 長期契約に対する信頼と市場の確信を維持するのに役立つ • e. 組織が更新された品質基準へ移行するための現実的な道筋を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> • d. Helps maintain trust and market confidence in long-term contracts • e. provides a pragmatic pathway for organizations to transition to updated Quality Criteria)